
仙台医療センター跡地における

県有施設の再編に向けた基本構想

(宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化)

令和3年3月

宮城県

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 第 1 章 対象施設の現状と課題 | 2 |
| 1. 宮城県における公共施設等の現状と取組 | 2 |
| 2. 対象施設の概要 | 5 |
| 第 2 章 集約・複合化施設の基本理念と基本方針 | 12 |
| 1. 施設整備に係る関連計画 | 12 |
| 2. 基本的な視点 | 17 |
| 3. 基本理念及び基本方針 | 18 |
| 第 3 章 集約・複合化施設の整備方針 | 20 |
| 1. 施設整備の方針 | 20 |
| 2. 展開する事業 | 27 |
| 第 4 章 集約・複合化施設の整備計画 | 33 |
| 1. 整備予定地 | 33 |
| 2. 施設計画 | 38 |
| 3. 概算事業費 | 45 |
| 4. 整備工程及びスケジュール | 46 |
| 第 5 章 集約・複合化施設の運営計画等 | 47 |
| 1. 管理運営の基本方針の検討 | 47 |
| 2. 現施設跡地の活用方針の検討 | 48 |
| 【用語集】 | 49 |

はじめに

本県では、これまで整備してきた県有施設等について、県に求められる役割や社会情勢の変化等に伴い利用需要の変化が予想されること、また、今後、老朽化が進行し、改修や更新の時期を迎え、財政運営にも影響を及ぼすことが懸念されることを踏まえ、長期的・総合的な視点から、今後10年における施設管理に関する基本方針として「宮城県公共施設等総合管理方針（以下「管理方針」という。）」を平成28年7月に定めました。管理方針では「安全・安心の確保」、「施設の維持管理費用の低減・平準化」及び「施設総量の適正化」の3つの基本方針を掲げ、計画的に管理を行っていくこととしました。

その後、宮城県美術館については、平成29年3月に「宮城県美術館リニューアル基本構想」を、平成30年3月に「宮城県美術館リニューアル基本方針」を策定し、現建物を改修・増築する方向性を示しました。また、宮城県民会館についても、平成30年度から本格的な検討を開始し、令和2年3月に「宮城県民会館整備基本構想」を定め、移転・新築する方向性を示しました。

時代によって変化する県民ニーズに柔軟に対応し、県有施設等を整備していくことは県の責務であります。同時に、今後本格化する少子高齢化・人口減少を見据え、効率的な整備手法についても検討していく必要があります。

このため、宮城県美術館及び宮城県民会館を含む、老朽化が進行している10の施設について、集約・複合化を含めた将来的な整備の方向性を示すため、管理方針で示された基本方針を前提に部局を横断した検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針（以下「再編基本方針」という。）」を策定しました。

再編基本方針では、宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザ（以下「みやぎNPOプラザ」という。）については「仙台医療センター跡地に移転集約する」こととし、宮城県美術館については両施設と「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととしました。これを受けて、令和2年4月から、宮城県美術館の現地改修と移転集約について、様々な観点からメリット・デメリットを整理・分析した上で、整備の方向性について検討を行い、県民説明会や県議会への報告を経て、令和2年12月、「宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地へ移転集約することとし、今後の検討を進める。」ことを決定しました。

本基本構想は、こうした経緯を踏まえ、仙台医療センター跡地における宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの集約・複合化施設（以下「集約・複合化施設」という。）の整備に向けた基本的な考え方を示すものです。第1章においては、対象施設の現状と課題を整理し、第2章以降では、集約・複合化施設の理念及び方針、整備や運営の考え方を整理しました。

今後、本基本構想に示した考え方に基づき、整備に向けた具体的な検討を進めていきます。

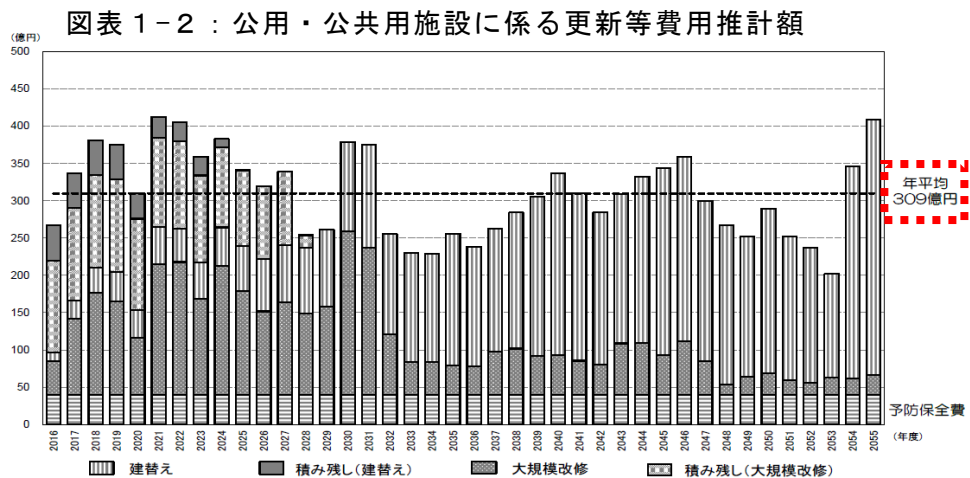
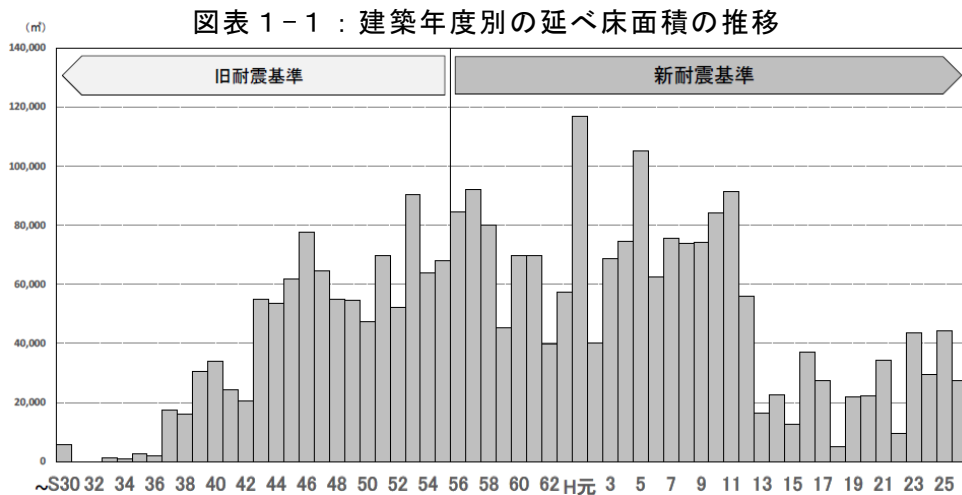
第1章 対象施設の現状と課題

1. 宮城県における公共施設等の現状と取組

本県の公共施設整備は、昭和の高度成長期から増加し、バブル崩壊後には激減しています。旧耐震基準が適用されていた昭和55年度以前に建設された県有施設は、延床面積ベースで34.8%に上るなど、多くの施設が改修や更新の時期を迎えています。

人口減少に伴い、財政規模の縮小が見込まれる一方で、本県の公共施設（公用施設及び公共用施設）の更新等にかかる費用の推計は、平成28（2016）年度からの40年間で総額約1兆2,394億円（年平均309億円）になるとされています。また、道路や橋梁、河川管理施設、ダム、水道等の社会基盤施設も同様に老朽化が進んでおり、今後更新等の必要が生じることから、将来の一層の厳しい財政状況が想定されます。

このため、本県では、「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、県有施設等の適正管理に向けて取り組んできました。また、宮城県民会館や宮城県美術館においては、老朽化や今日的な課題に対応するため、再整備に向けた検討を進めてきました。



出典：宮城県公共施設等総合管理方針（図表 1-1・1-2）

※1 『宮城県公共施設等総合管理方針』における予防保全費をかけ、耐用年数が30%伸びるように長寿命化し、同一延床面積で更新する場合の推計値。予防保全費とは、点検・診断や定期的・計画的な修繕など、不具合の発生を事前に予防するための経費。耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（財務省）における耐用年数。
 ※2 積み残し：平成27年3月31日時点で、既に建替え又は大規模改修の該当時期を経過しているもの。

さらに、「宮城県公共施設等総合管理方針」の考え方を踏まえ、県有施設等の再編について検討を行い、令和2年3月に「県有施設等の再編に関する基本方針」を策定しました。再編基本方針では、宮城県民会館及びみやぎNPOプラザについては「仙台医療センター跡地に移転集約する」こととし、宮城県美術館については「集約・複合化する方向で更に検討を進める」、「検討に当たっては、現地改修と移転新築のメリット・デメリットを整理する」こととしました。

再編基本方針を受けて、3つの施設整備の方向性（A案・B案・C案）を設定し、「美術館の主な機能」、「ライフサイクルコスト」、「美術館の建物及び立地」、「文化芸術の振興」、「地理的条件」といった視点から、宮城県美術館の現地改修及び移転新築のメリット・デメリットの整理を行いました。

<比較対象とした施設整備の方向性>

A案：宮城県美術館，宮城県民会館，みやぎNPOプラザを仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）に移転集約する。

B案：宮城県美術館は、「宮城県美術館リニューアル基本方針」に基づき、現地において改修及び増築を行い、宮城県民会館，みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地に移転集約する。

C案：宮城県美術館は、「宮城県美術館リニューアル基本方針」を尊重しつつ、増築を行わずに現地において改修を行い、宮城県民会館，みやぎNPOプラザはB案と同様に仙台医療センター跡地に移転集約する。

本県としては、宮城県美術館等の機能の充実を図り、子どもから高齢者の方々まであらゆる県民が様々な機会を通じて幅広く文化芸術に触れる機会を創出することが重要であり、また、現美術館の建物や、周辺環境も含め、文化的な価値を維持・継承することも考慮する必要があると考えます。一方で、今後急激に進行する人口減少や少子高齢化に対応するためには、施設総量適正化に伴う財政負担軽減や運営効率化についても達成すべき重要な課題です。

これら「文化的な視点」と「行政経営的な視点」の両立を図るため、メリット・デメリットの整理等を踏まえ検討した結果、施設整備の方向性を以下のとおり決定しました。

宮城県美術館は現地改修（増築は行わない）、
宮城県民会館・みやぎNPOプラザは仙台医療センター跡地に
移転集約することとし、今後の検討を進める

＜県有施設等の適正管理に関する取組の経緯＞

| | | |
|-------|----|-----------------------|
| 平成28年 | 7月 | 「宮城県公共施設等総合管理方針」の策定 |
| 平成31年 | 3月 | 「宮城県公共施設等総合管理方針」の一部改訂 |
| 令和元年 | 5月 | 「県有施設再編等の在り方検討懇話会」の開催 |
| ～令和2年 | 2月 | |
| 令和2年 | 3月 | 「県有施設等の再編に関する基本方針」の策定 |

＜宮城県民会館、みやぎNPOプラザ、宮城県美術館に関する取組の経緯＞

| | | |
|--------|-----|---------------------------------|
| 平成27年 | 5月 | 「宮城県美術館リニューアル基本構想策定に係る懇話会」の開催 |
| ～平成29年 | 2月 | |
| 平成29年 | 3月 | 「宮城県美術館リニューアル基本構想」の策定 |
| 平成29年 | 7月 | 「宮城県美術館リニューアル基本方針策定検討会議」の開催 |
| ～平成30年 | 2月 | |
| 平成30年 | 3月 | 「宮城県美術館リニューアル基本方針」の策定 |
| 平成31年 | 2月 | 「県民会館の整備のあり方に関する有識者会議」の開催 |
| ～令和元年 | 9月 | |
| 令和2年 | 3月 | 「宮城県民会館整備基本構想」の策定 |
| 令和2年 | 12月 | 仙台医療センター跡地における県有施設再編に関する整備方針の決定 |

2. 対象施設の概要

(1) 宮城県民会館

① 施設の現状

宮城県民会館は、昭和39年に開館し、宮城県の文化芸術活動の拠点施設として、舞台芸術や音楽をはじめとした文化芸術活動のための施設の提供、文化芸術を鑑賞する機会の提供、文化芸術活動に参加する機会の提供などを行ってきました。

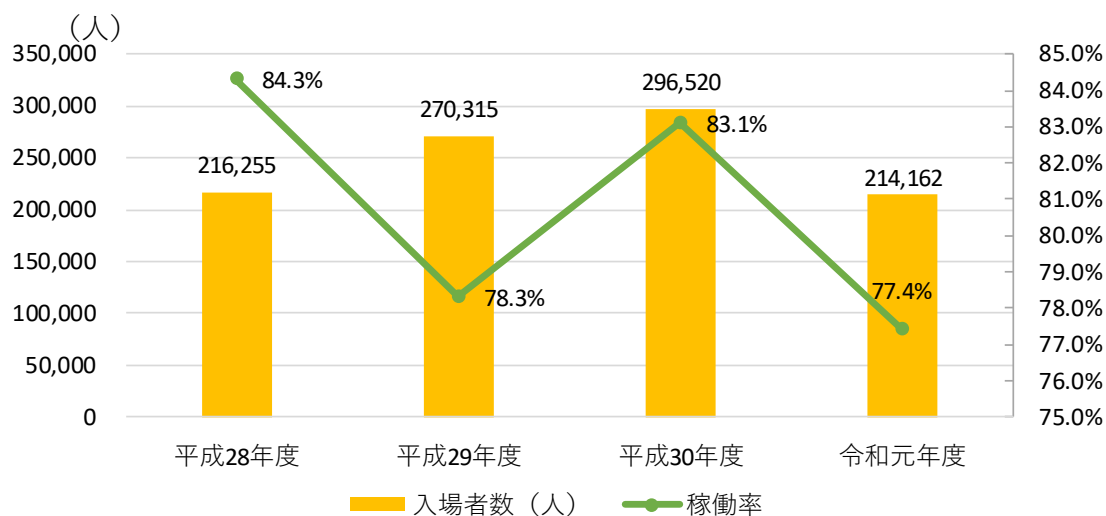
大ホールは、ポピュラー音楽や演劇といった興行・イベントによる利用が多く、年間公演数の約半数を占めています。大ホールの平均稼働率（平成28年度～令和元年度）は、80%を超える高稼働で、県民へ文化芸術の鑑賞機会を提供する場として重要な役割を担っています。

また、会議室は、作品展や文化サークル活動、各種研修会など県民に身近な文化芸術活動の場として利用されており、稼働率は減少傾向にありますが、過去4年間の利用者数は20万人前後を保っています。

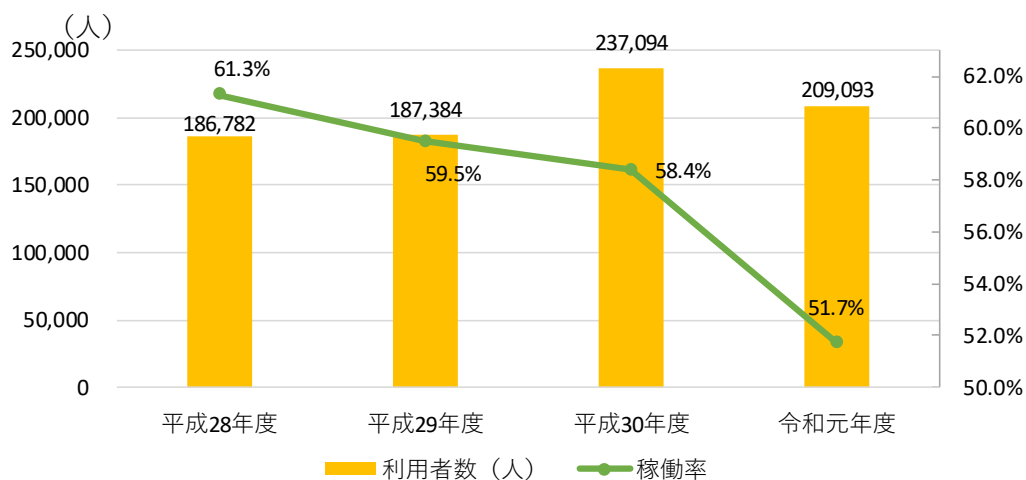
図表 1-3 : 宮城県民会館の概要

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 開館年月 | 1964年（昭和39年）9月 |
| 延床面積 | 12,470㎡ |
| 敷地面積 | 3,627㎡ |
| 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート |
| 階数 | 地下1階・地上6階 |
| 主な諸室機能 | 大ホール（1,590席）・楽屋・会議室・教養室・展示室・リハーサル室等 |

図表 1-4 : 宮城県民会館 大ホールの稼働率と入場者数



図表 1-5 : 宮城県民会館 会議室の稼働率と利用者数



出典：宮城県民会館整備基本構想（図表 1-3， 1-4， 1-5）

② これまでの取組

宮城県民会館では、文化芸術の鑑賞機会の提供や文化芸術に参加する機会の提供などの事業を展開してきました。平成18年4月からは宮城県民会館の管理運営業務を効率的、効果的に実施するため、公益財団法人宮城県文化振興財団を代表とする宮城県民会館管理運営共同企業体を指定管理者とする指定管理者制度を導入しています。現在は以下のような自主事業を実施しています。

「みる」事業

- ・ 歌舞伎や狂言などの古典芸能をはじめとする、芸術性の高い作品、エンタテインメント性に富んだ作品、新しい才能の実験的な作品などの鑑賞機会を県民に提供しています。

「ふれる」事業

- ・ 宮城県民会館の多様な機能を有効に活用し、文化芸術に触れ、文化芸術の楽しさを知ってもらう機会を提供するため、古典芸能の入門講座の開催や被災地の住民を対象とした、ゴスペルワークショップ、朗読講座など東日本大震災における被災者の心のケアに重点を置いた事業を展開しています。

「はぐくむ事業」

- ・ 子どもたちのコミュニケーション能力や想像力を育み、地域の抱える課題に取り組みながら、未来を支える人材を育成するため、中高生を対象とした文化芸術の鑑賞機会の提供や、子ども向けの美術・工作関連ワークショップ、演劇ワークショップ等を実施する、「みやぎアートファミリアの日」を開催しています。

- ・ 文化芸術に関わる人材を育成するため、宮城県民会館での公演の際に、来場者の案内や会場受付等の業務などを体験してもらい、「みやぎアートクリエ」を実施しています。
- ・ 地域文化の振興及び文化芸術活動の一層の活性化を図るため、県内の文化芸術団体等が行う文化芸術活動や海外公演事業への助成を実施しています。

「つながる事業」

- ・ 地域の公立文化施設が主催する鑑賞事業に共催者として参画し事業を支援するなど、地域の公立文化施設や文化団体と連携して、地域の文化芸術の振興に資する取組を実施しています。



みやぎアート
ファミリアの日



学校におけるアウトリーチ活動



子ども向けの
文化芸術体験事業

③ 課題

現在の利用状況や、平成30年度に実施した運営者・利用者へのヒアリング結果から整理した、宮城県民会館の抱えるハード面、ソフト面の課題は以下のとおりです。特に、建築の内外装の汚損や電気設備、舞台機構設備等の老朽化、故障リスクの増大に対する対応が求められています。

図表 1-6 : 宮城県民会館の課題

| ハード面 | |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 搬入口・楽屋 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地にあり、面する通りが一方通行である。 ・ 車両通り抜けや留め置き、駐車ができない。 ・ 搬入口に段差があり、プラットフォームがない。 ・ バックステージが窮屈である。 ・ 楽屋と舞台が別階にあり、分かりにくい。 |
| 舞台 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台奥行・袖舞台が狭く、額縁が低い。 ・ オーケストラピットが手動のため、取り外し・再取り付けが困難である。 |
| ホワイエ・客席周り | <ul style="list-style-type: none"> ・ 客席・通路・トイレ等の仕様、サイズ、数量等が不適である。 |

| |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルデザイン，バリアフリーへの対応が不十分である。 ・ ホワイエが狭く，待機列を外につくる必要がある。 ・ ホワイエ，ロビー，楽屋，通路等，空間の広さ，高さ等が不足している。 ・ 客席階段や扉が分かりにくく，案内に人手を要する。 |
| <p>その他施設・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁，内装等の経年劣化による摩耗・汚損等がある。 ・ 電気，空調等機器類及び配管，配線等の劣化による故障等のリスクが増大している。 ・ 空調設備の温度管理，騒音等の制御が困難である。 ・ 防音・遮音，安全性等各種性能・レベルが不足している。 ・ 会議室内に柱が露出している。 ・ エレベーター・エスカレーター等の設置・増改築が必要である。 ・ 舞台設備の更新が必要である。 ・ 電気空調設備機器類の全面更新，オーバーホールが必要である。 |
| ソフト面 |
| <p>施設予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 稼働率が高く予約が取りづらい。 ・ 抽選方式のため，予約が取れるか不確実である。 ・ 一部主催者による優先利用がなされ不公平である。 |
| <p>会館職員の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応が硬直的である。 |

出典：宮城県民会館整備基本構想

(2) みやぎNPOプラザ

① 施設の現状

みやぎNPOプラザは、県内全域のNPO活動を総合的に促進するための中核機能拠点として、民間非営利活動拠点施設条例（平成12年宮城県条例第138号）に基づき、平成13年4月に設置されました。

NPO、市民、企業、行政など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがより良い成果を上げる活動を支援するため、様々な情報の受発信と活動の場の提供、出合いや学びの機会づくりに取り組んでいます。

図表 1-7：みやぎNPOプラザの概要

| | |
|--------|-----------------------------------------------------|
| 設置年月 | 2001年（平成13年）4月 ※入居する榴ヶ岡分室庁舎の建築年月 1967年（昭和42年）11月 |
| 延床面積 | 1,262㎡（みやぎNPOプラザのみ） |
| 敷地面積 | 4,942㎡ |
| 構造 | 榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館） 本館：鉄筋コンクリート造、書庫：鉄筋コンクリート造 |
| 階数 | 本館：地上3階・地下1階、書庫：地上3階（5層式） ※みやぎNPOプラザは1階に入居 |
| 主な諸室機能 | 交流サロン・会議室・NPOルーム・レストラン・共同作業室・事務室 等 |

出典：県有施設等の再編に関する基本方針

② これまでの取組

平成17年4月からは利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供するため、NPOを指定管理者とする指定管理者制度を導入しました。現在、みやぎNPOプラザでは、各地域のNPO支援施設と連携しながら、NPO活動の紹介や交流イベント、マネジメント講座等を開催しているほか、事務ブースや会議室の貸出し、助成金やイベント等に関する情報発信などの事業を実施しています。

NPOの活動基盤の整備

- 情報収集・提供
 - ・ みやぎNPOプラザでの情報収集や多様な情報発信ツールの活用などにより、NPOやその支援等に関する様々な情報を幅広く収集・発信しています。
- 相談・コーディネート
 - ・ 法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についての研修を実施しています。研修については、NPOのニーズに応じた人材育成等を含む研修内容の充実を図っています。

- ・ 市民活動やボランティア活動を行おうとする市民とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行っています。
- 調査研究
 - ・ NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表しているほか、調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげています。
- 活動拠点等の提供
 - ・ NPOに対し、会議室や研修室、作業室等を提供するとともに、交流サロンの活用により、NPO相互間及びNPOと各種団体とのネットワークの形成促進を図っています。
 - ・ 常設のショップとレストランを活用し、コミュニティビジネスの展開の場を提供するほか、NPOに対して事務ブースを貸与し、NPO活動の拠点確保を支援しています。

県内全域のNPO活動の促進

- ・ みやぎNPOプラザの基盤整備機能やネットワーク機能を活用し、県内全域のNPO活動の促進を図るとともに、各地域におけるセミナーや講座の開催により実践的な学習機会を提供するなど、広域的な取組を行っています。
- ・ 地域のNPO支援施設や中間支援組織のネットワーク化を図り、地域間の情報交換を行いながら、事業の連携・協力を推進し、NPO活動の効果的な促進を図っています。
- ・ NPO支援施設が整備されていない地域では、市町村及びNPOとの連携強化に取り組んでいます。

NPO主体の運営

- ・ NPOを指定管理者とする指定管理者制度により運営しています。学識経験者やNPO関係者等で構成されるみやぎNPOプラザ運営評議会を設置し、みやぎNPOプラザの管理運営と事業の推進について審議し、その機能が十分発揮されるよう、NPO活動等に対する支援の在り方について検証・検討を行っています。
- ・ NPOとの信頼関係を構築し、自主性や主体性を尊重しながら、利用者のニーズに即した、より質の高いサービスの提供を目指し、効果的かつ効率的な運営の推進を図っています。



みやぎNPOプラザの
交流サロン



各種研修の開催

③ 課題

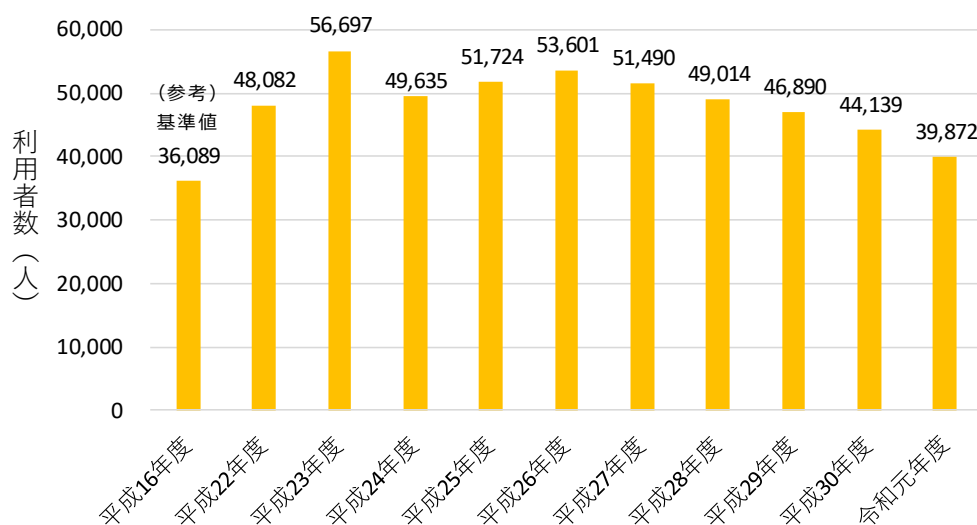
みやぎNPOプラザが入居する榴ヶ岡分室庁舎（仙台市宮城野区）は、昭和43年に宮城県図書館として開館後、築50年以上が経過し老朽化が進んでいます。施設の不具合についてはその都度対処しているものの、大きなサービスの低下や施設の利用制限を余儀なくされる事態の発生が懸念されています。

また、指定管理者制度の導入により、みやぎNPOプラザの年間利用者数は導入前と比べて大きく増加したものの、平成27年度以降は減少傾向にあります。

図表 1-8 : みやぎNPOプラザの課題

| ハード面 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 旧宮城県図書館の1階部分を改修して利用しているため、会議室の大きさが限られ、研修や交流イベントの参加人数が制限される。 相談対応スペースがカウンターのみとなっており、個別の相談室がない。 |
| ソフト面 |
| <ul style="list-style-type: none"> みやぎNPOプラザの開館と合わせて開設された情報提供サイト「みやぎNPO情報ネット」のシステムが開館当時のままであり、改修が求められている。 みやぎNPOプラザを会場に実施する各種講座等の参加者の多くが仙台市近郊であり、遠方からの利用が少ない。 県内全域のNPO活動を支援する取組やNPOへの参加促進のための取組の強化が求められている。 |

図表 1-9 : みやぎNPOプラザの利用者数の推移



※平成16年度は宮城県直営による利用者数（平成17年度から指定管理者制度に移行）

第2章 集約・複合化施設の基本理念と基本方針

1. 施設整備に係る関連計画

(1) 新・宮城の将来ビジョン（2021～2030）

「新・宮城の将来ビジョン」は、2007年3月に策定した「宮城の将来ビジョン」、2011年10月に策定した「宮城県震災復興計画」、2015年10月に策定した「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、1つの計画に統合するとともに、今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするものです。

また、新たな県政運営の理念を「富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”」とし、多様な主体との連携を進めていくこととしています。

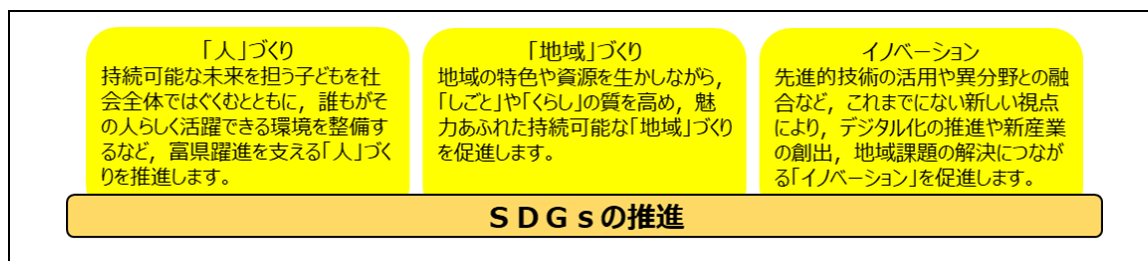
なお、政策推進に向けた横断的な視点として「人」づくり、「地域」づくり、イノベーションの3つを新たに掲げ、地域の課題解決や活性化に貢献できる人材の育成・確保の推進や、NPOなど多様な主体と連携・協働した取組等を促進することとしています。

「取組11 文化芸術・スポーツ活動と生涯学習の振興」の中では、「芸術活動や地域文化の振興・継承、人材の育成など、県民が行う文化芸術活動を支援するとともに、誰もが文化芸術を創造・発表・享受し親しむことができる環境づくりを進めます。」と定め、文化芸術の振興にも積極的に取り組んでいきます。

県政運営の理念：富県躍進！ “PROGRESS Miyagi”

～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～

図表 2-1：政策推進に向けた横断的な視点



出典：新・宮城の将来ビジョン

(2) 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（2021～2025）

宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）では、文化芸術の振興について、4つの意義を位置づけており、県民一人ひとりにとっての意義から、地域・コミュニティにおける意義、産業や経済への意義、広く国内外との相互理解・平和に関連する意義まで、様々な範囲・主体に対して多様な意義があることを示しています。

図表 2-2：宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）における
文化芸術を振興する意義

- ・ 文化芸術は、創造力と感性に富んだ豊かな人間性を養うものであり、人々に感動や精神的な安らぎをもたらすなど、人が人らしく生きるための糧となるものです。
- ・ 文化芸術が生み出すコミュニケーションは、人と人とを結びつけ、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人々が協働し、共生する地域社会の基盤となるものです。
- ・ 文化芸術は、新たな需要や高い付加価値を生み出し、多くの産業の発展を担う側面を有しており、地域経済の発展に寄与する可能性を持っています。
- ・ 文化芸術の交流を通じて、国内外の地域と互いの文化芸術を理解し、尊重し、多様性を認め合うことは、平和の礎となり、相互理解の促進や地域の活性化につながるものです。

こうした意義を踏まえ、文化芸術が生み出す新たな需要や高い付加価値が社会の発展を促し、社会の発展によって文化芸術が着実に継承され発展し、新たな価値を創造して、人々に多くの恵沢をもたらすという質の高い好循環に力点を置き、基本目標を「文化芸術・人・社会の“高”循環の創出」としています。

基本方針については、第2期から基本的な構成を引き継いでいますが、「文化芸術の持つ力の活用」を方針1に位置づけており、文化芸術の分野にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等様々な分野と連携した施策の展開により、様々な社会課題を解決し、地域力の向上を図ることが重要と捉えています。また、SDGsや新型コロナウイルスといった新たな社会情勢も踏まえることとしています。

そして、第2期の考え方をさらに発展させ、文化芸術の持つ力を活用し、東日本大震災などの大規模災害やその他の事象に起因する様々な社会不安からの心の復興に取り組むこととしており、重点取組を「文化芸術の力による心の復興」としています。

図表 2-3 : 宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）における
基本目標，基本方針及び重点取組

基本目標：文化芸術・人・社会の“高”循環の創出

| 基本方針 | 概要 |
|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針1 文化芸術の持つ 力の活用 | <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術基本法の改正において、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野の施策との連携の視点が追加されたことや、さらに、東日本大震災を始めとする大規模災害からの復興や新型コロナウイルス感染症の影響下での社会経済活動の再生において果たすべき役割を踏まえ、文化芸術の持つ力を活用して、様々な分野と連携することで、地域力の向上を図る必要がある 県民の心豊かな生活の実現、社会包摂、国際文化交流、観光等の拠点など多種多様な機能を有している文化施設において、関係団体等と連携しながら様々な社会課題を解決する場としての役割を果たしていく必要がある |
| 方針2 文化芸術の振興 と継承 | <ul style="list-style-type: none"> これまで長い歴史を通じて、先人の地道な努力により受け継がれてきた文化芸術の価値を維持、継承、発展させていくために、文化芸術活動を担う人材を育成、支援していく必要がある 特色ある地域文化や生業等、地方・都市部それぞれの地域に伝わる有形・無形の文化資源を調査・保存・活用して、地域文化の価値醸成や地域コミュニティの再生、活性化を図っていく必要がある |
| 方針3 あらゆる人が文 化芸術を創造・ 発表・享受でき る環境づくり | <ul style="list-style-type: none"> 子供から高齢者、障害者や県内在住の外国人など全ての県民が、生涯を通じて居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を創造・発表・享受できる環境を整備し、文化芸術による社会包摂が図られる施策を推進する必要がある |

重点取組：文化芸術の力による心の復興

出典：宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）（図表2-2，2-3）

(3) 宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（2021～2025）

宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）では、多様化するNPOの活動を踏まえ、社会的な使命の達成を目的に、市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行うNPOの社会的な役割と可能性を整理しています。また、これらの役割や期待に応えるためのNPOの理解促進や自立的な継続活動、創造性の発揮など、NPOの課題と今後望まれることを示しています。

図表 2-4：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）における
NPOに期待される社会的役割と可能性等

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| NPOに期待される社会的役割と可能性 | 1. 社会参加機会の拡充と市民性を育む社会的機能としてのNPO |
| | 2. 市民セクターの中心的存在としてのNPO |
| | 3. 新たな社会的課題に先駆的に対応するNPO |
| | 4. 多様な人々の参加の場と社会的包摂のためのNPO |
| | 5. NPOを支援するNPO（中間支援組織） |
| | 6. 大規模化・多様化する災害等からの復興の担い手としてのNPO |
| NPOの課題と今後望まれること | 1. 説明責任と情報公開 |
| | 2. 継続的な活動のためのマネジメント能力の向上 |
| | 3. 創造性の発揮 |

NPO活動を推進するための基本理念については、変化し続ける社会に柔軟に対応していくために、多様な主体とのつながりの強化や連携が一層期待されていることを踏まえた内容としています。そして、3つの基本方針において、SDGsの考え方や多様な主体とのパートナーシップの確立といった基本理念を実現するための方向を定めています。

図表 2-5：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）における
基本理念と基本方針

| |
|-------------------------------------------------------------|
| 基本理念：NPOと多様な主体が相互の信頼をはぐくみ、連携・協働することにより、しなやかで強い持続可能な社会を実現する。 |
|-------------------------------------------------------------|

| 基本方針 | 施策の柱 | 施策 |
|------------------------------|--------------------------|---------------------------------------------|
| 基本方針1 持続可能な社会を支えるNPOの基盤強化 | 施策の柱1 NPOの自立と発展を支援します | (1) NPO活動への社会の理解と参加促進 (2) NPOの人材育成と財政的支援 |

| | | |
|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 基本方針2 NPO活動を促進する体制の整備 | 施策の柱2 NPO支援施設の機能を強化し、連携を推進します | (1) みやぎNPOプラザの機能の充実 (2) NPO支援施設及び中間支援組織への支援強化 |
| 基本方針3 多様な主体とのパートナーシップの確立 | 施策の柱3 NPOと多様な主体とのパートナーシップを推進します | (1) NPOと行政との協働の推進 (2) NPOと多様な主体との協働の推進 (3) 協働を進める上で留意すること |

出典：宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）（図表2-4，2-5）

2. 基本的な視点

「新・宮城の将来ビジョン」と施設整備に関連する分野の計画である「宮城県文化芸術振興ビジョン（第3期）」及び「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次）」の内容を踏まえ、集約・複合化施設の整備に当たって必要となる基本的な視点を次のとおり整理しました。

（1）より効果的な活動の促進に向けた多様な主体との連携・協働

「多様な主体との連携・協働」は県政運営の中心的な理念であるとともに、文化芸術の振興や民間非営利活動の促進において重要な視点となっています。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することにより、文化芸術やNPOの関係者をはじめとして、様々な分野の個人・団体の新しい連携・協働を創出し、より効果的な活動の促進を目指します。

（2）共生社会の実現に向けた先駆的・創造的取組の推進

人口減少や少子高齢化、AIやIoTなどのデジタル社会の到来などにより、目まぐるしく変化する社会情勢や複雑化する課題に的確に対応し、共生社会を実現させるためには、従来の方法論にとらわれることなく、先駆性と創造性を持って課題解決に取り組むことが求められます。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することによって、文化芸術そのものの概念を拡張し、価値を高め、発展を促すとともに、社会的・公益的な活動の担い手であるNPOには、新たな社会的課題に対する先駆的・創造的な取組や社会包摂に向けた先導的役割が期待されていることから、文化芸術の持つ社会包摂機能と民間非営利活動との連携・融合を図り、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

（3）復興完了に向けた地域における社会課題の解決

東日本大震災から10年が経過してもなおおの長い取組が必要となる被災者の心のケアや地域コミュニティの再生など、地域における様々な社会課題の解決には、文化芸術活動やNPO活動の果たす役割は必要不可欠なものとなっています。さらに、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的・自立的に解決しようとする意識が高まり、共助の精神に基づいた地域づくりの重要性も再認識されています。復興の完了に向けた地域における社会課題の解決のためには、住民をはじめ、県、市町村、企業、NPOなど、多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら連携していくことが重要です。宮城県民会館とみやぎNPOプラザを1か所に集約することにより、多様な主体が結びつき、その結びつきを強化し、さらに活動が促進されるよう支援することで、これまで以上に効果的な取組の展開を目指します。

3. 基本理念及び基本方針

集約・複合化施設は、多様な主体の連携・協働により、先駆的・創造的取組の推進を通じて、地域における社会課題の解決をもたらす拠点とする必要があります。

このため、集約・複合化施設は、子どもから大人まで、高齢者・障害者などあらゆる人々に開かれた空間として、①日常的な交流の場、②交流をきっかけとした様々な主体の協働の場、③多様な協働によって創造性を喚起し発揮することができる場を提供します。集約・複合化施設の核となる文化芸術活動と民間非営利活動の融合により、こうした交流・協働・創造の持続的な好循環を創出し、県民一人ひとりの豊かな生活と県全体の発展を実現します。

あらゆる人々に開かれた交流・協働・創造の拠点
 ～文化芸術活動と民間非営利活動の融合による豊かな社会の実現～

基本理念を実現するために3つの基本方針を定め、集約・複合化施設の整備や管理運営等に反映します。

基本方針1：日常的な交流の場の創出

多くの人が訪れ、場所や時間を共有することにより、人々が日常的に交流できる場を創出します。このため、広域的な活動や周辺施設との連携を視野に入れた施設のハード・ソフト面における工夫により、県内外から様々な人々を誘引し、交流を促します。また、新たな社会情勢の変化や技術革新の進展を踏まえ、デジタル技術を活用した交流も促進します。

<取組の具体例>

- 宮城県民会館とみやぎNPOプラザを一体的な空間として整備し、各施設の利用者の交流を促進
- 多様な主体（県民、民間企業、NPO、教育機関等）と連携した交流を生み出すきっかけづくり
- あらゆる人の交流を生み出すために、ハード・ソフト面におけるユニバーサルデザイン、バリアフリー、ダイバーシティへの配慮の徹底
- 感染症等への対応を見据えたデジタル技術を活用したソフト事業の実施
- 場所にとらわれないオンライン上でのコミュニティ形成
- NPOと多様な主体との出会いや交流を創出する交流サロンの運営
- 県内市町村のホールやNPO支援施設と連携した文化芸術活動や民間非営利活動の情報発信とネットワークの形成
- 敷地周辺の公共施設等と連携した誘客・相互送客・情報発信

基本方針2：様々な主体の協働の場の創出

人々の日常的な交流が、様々な主体による「協働」というアクションに発展し、それを持続的な活動につなげていくことができる場を創出します。協働の場を提供するとともに、協働する個人・団体に対する継続的な側面支援や能動的なソフト面の仕掛けを行うことで、その取組を牽引します。

<取組の具体例>

- NPOを核とした多様な主体の協働を支援・推進
- 集約・複合化施設で文化芸術活動を展開する団体やNPOとの協働
- スタジオ、交流サロンなど様々な「協働の場」の提供
- 様々な芸術団体やアーティストとNPOやNPOに関心を持つ個人のマッチング
- 協働する団体に対する財務面、法務面、事業面など様々な側面からのアドバイス
- 県内市町村のホールやNPO支援施設と連携した協働事業の実施
- NPOによる絵本の読み聞かせや絵画教室の開催
- NPOによる観劇時の子どもの一時的預かりの実施

基本方針3：創造性を喚起し発揮することができる場の創出

人々の日常的な交流が様々な主体による協働に発展する中で、人々の創造性を喚起し発揮することができる場を創出します。このことによって、人々の豊かな社会生活を支え、複雑化する地域における社会課題の解決に貢献します。

<取組の具体例>

- 広域的な文化芸術プロジェクト、NPO関連プロジェクトの企画・参加・協賛
- 敷地周辺の公共施設等を活用した創造性を喚起する取組
- ランドスケープデザインへの配慮
- 来訪者が空間の魅力や観劇の期待・興奮を感じられる施設整備
- 感性を刺激する質の高いプログラムの提供
- スタジオ、ギャラリーなど創造的な取組を発表できる場の提供
- 協働する仲間と新しいチャレンジができる場・機会の提供
- 芸術団体やアーティストによるカルチャーセンター、ワークショップの開催

第3章 集約・複合化施設の整備方針

1. 施設整備の方針

(1) 基本的な考え方

施設整備に当たっては、「宮城県民会館整備基本構想」、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の考え方を踏まえることとします。その上で、「県有施設等の再編に関する基本方針」の考え方に則り、対象施設の重複、類似した諸室機能の共有化を図り、施設規模の適正化を目指します。また、利用者間の交流や事業の連携など、これまでの取組の更なる発展が期待できることから、集約・複合化による相乗効果を生み出せる施設構成とします。

施設整備方針1 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの機能性の確保

宮城県民会館については、「宮城県民会館整備基本構想」の基本理念と基本方針を踏まえ、東北最高峰の文化芸術拠点として上質な作品やテクノロジーを活用した最先端のエンタテインメントを提供する機能を、「ホール部門」として整備します。また、県内の文化芸術に関わる人材の育成や、県内外の文化芸術団体・文化施設、NPO等と連携して県民の様々な活動を支援する機能を、「創造・育成・連携拠点部門」として確保し、さらには、アーティストやNPO等の多様な主体と県民の交流を促進する機能を「交流・コミュニティ部門」として整備します。

図表 3-1 : 「宮城県民会館整備基本構想」基本理念

| | |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ■アート×エンタテインメント×テクノロジー | <ul style="list-style-type: none"> 東北最高峰の文化芸術拠点として様々な芸術体験を展開する。 空間、演者・観客、テクノロジーの相互作用による、新しいエンタテインメントの発信に寄与する。 |
| ■人材育成×活動拠点×地域連携 | <ul style="list-style-type: none"> 文化施設人材育成拠点として県内文化力のボトムアップを目指す。 県内文化芸術団体・文化施設などと連携し、県民が等しく文化芸術を創造・発信・享受・活用できる拠点を創出する。 |

図表 3-2 : 「宮城県民会館整備基本構想」基本方針

| | |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ホール | 方針1：東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点 県民が上質な作品に触れる機会の創出 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 多ジャンルのエンタテインメントを通して県民の生活を刺激し豊かにする 老若男女、国籍問わず、多種多様な人々に感動を提供 海外や都心で開催される最新イベントを積極的に招致 |

| | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 方針2：最先端の芸術発信・クリエイティブ拠点 演劇，音楽，舞踊，美術，あらゆる芸術分野の共存と共振 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 時代の流れに対応したテクノロジーを受け入れ続けることができる拡張性 ビジュアルアートやメディアアートなど最新の参加型・体験型コンテンツを積極誘致 |
| 機能 | 方針3：県内文化施設人材育成中核拠点 県民の活動支援拠点，社会課題解決の場 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 県内文化施設の文化力底上げ，県内市町村ホールのハブ機能を担う 広域自治体として，県内市町村ホールの人材育成を支援する 県内文化芸術団体やNPO等と連携し，県民の様々な活動を支援する 様々な団体と連携し，社会課題解決の場としての役割を果たす 最新の文化芸術，ライブエンタテインメント情報の収集と発信 |
| 空間・共用スペース | 方針4：新たなコミュニティ拠点 刺激的なパブリック空間 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 様々な分野のアーティストと関わる機会を創出する アートと自然が一体化したパブリック空間を演出する 新たな出会い，交流，居場所を提供する |

出典：宮城県民会館整備基本構想（図表3-1，3-2）

みやぎNPOプラザについては、NPO活動の促進やNPOの自立等を支援するための基盤となる機能のほか、NPOに期待される社会的役割の実施に寄与するための機能を担っていることから、県の中核機能拠点として「民間非営利活動部門」を整備します。県内NPOの活動を支援する機能として、情報の収集や提供、相談や多様な主体とのコーディネート、活動拠点の提供を行うため、交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室を設置します。また、宮城県民会館との共用部分を活用することで、NPO活動の情報発信や、NPOと多様な主体との交流促進機能の強化を図ります。

施設整備方針2 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの機能連携を図る配置

宮城県民会館とみやぎNPOプラザのゾーニングを工夫し、動線計画を完全に分節することなく一体的な空間として計画することで、機能連携による相乗効果の発揮や利用者の交流を促進します。

施設整備方針3 集約による合理化・規模適正化

類似した用途の諸室（会議室、カフェ等）や、共用利用可能な諸室を共有化することにより、施設規模を適正化し、稼働率の向上、施設管理の効率化を図ります。

(2) 基本的な部門構成

現在の宮城県民会館及びみやぎNPOプラザが有する施設機能を踏まえ、基本理念や基本方針を実現するため、「ホール部門」、「民間非営利活動部門」、「創造・育成・連携拠点部門」、「交流・コミュニティ部門」及び「管理運営部門」により構成します。

図表 3-3 : 部門構成

| 区分 | 施設 | 用途 |
|--------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| ホール部門 | 大ホール | ポピュラー音楽、ミュージカル、オペラ、バレエ等の大型公演 |
| 民間非営利活動部門 | 交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室 | 民間非営利活動の促進のための中核機能拠点として、NPOやその活動を支援 |
| 創造・育成・連携拠点部門 | スタジオシアター | 人材育成中核拠点として機能性が高く多用途に利用 |
| | スタジオA, B, C 等 | 劇場・ホール関係者や県民等を対象とした技術研修やワークショップなど |
| 交流・コミュニティ部門 | ギャラリー、アトライブラリー、会議室、エントランスロビー、カフェ 等 | 交流が生まれる共用空間 |
| 管理運営部門 | 事務室、廊下、機械室 等 | 施設の管理運営 |

① ホール部門

図表 3-4 : ホール部門の施設機能

| 施設 | 機能概要 |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大ホール | <ul style="list-style-type: none"> 国内外の著名アーティストによるポピュラー音楽や大型ミュージカルをはじめとした各種公演及び大会・集会利用を想定し、劇場型（プロセニウム形式）で、客席数は2,000～2,300席程度の電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホールとします。 |
| 客席 | <ul style="list-style-type: none"> 客席は複層化し、利用人数が少ない時は1階のみで利用するなど、利用者数に応じて使うことができるよう工夫します。 客席後方などに立見スペースを設置し、効率的な収容人数の増加を図ります。 座席自体はゆとりのあるサイズにするとともに、障害者や高齢者にも配慮します。 |

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 舞台周り | <ul style="list-style-type: none"> ・ 舞台袖を含めて十分な舞台の大きさを確保するとともに、容易な搬入・搬出，楽屋やアーティストラウンジの確保など，バックヤードの充実を図ります。 ・ 音響反射板を設置し，生音でのコンサート等に対応できるようにするとともに，可動式のオーケストラピットを設置します。 ・ 舞台設備（機構，照明，音響映像等）については，基本的性能を確保するとともに，将来，新たな演出や表現方法を生み出す機器やシステムの導入に対応できるようなインフラの整備を検討します。 |
| ホワイエ | <ul style="list-style-type: none"> ・ ホワイエは，観客が開演前や幕間にゆったりとくつろげるよう配慮します。 ・ トイレは十分な数を確保することとし，特に女性用は一般的な基準を上回る個数を検討するとともに，待機スペースについても検討します。 ・ 主催者控室，クローク等のスペースも検討します。 |

② 民間非営利活動部門

図表 3-5：民間非営利活動部門の施設機能

| 施設 | 機能概要 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交流サロン | <ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せスペースや個人ブースを設置し，来館者が自由に利用できるフリースペースとします。 ・ 多目的スペースとして利用できる空間とします。 ・ カフェスペースやショップスペースを併設し，インキュベート施設としても利用することを検討します。 ・ 情報収集・発信の場（パソコン利用，NPO法人資料の閲覧，配架コーナー）とします。 ・ 受付・相談スペース（カウンター等）には簡易な間仕切り等を設置し，打合せ等にも利用可能な空間とするように検討します。 ・ 利用者の利便性を図るため，Wi-Fi環境を整備するとともに，県内外との交流を可能となるよう，ICT環境を整備します。 |
| NPOルーム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動拠点の確保を望む団体が事務ブースとして利用することを想定し，利用団体専用の部屋を検討します。 ・ 遮音性パーティションなどにより，防音性能に配慮します。 |

| | |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相談室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家やNPOプラザ職員による個別相談を実施することを想定した個室の相談室を設けます。 ・ ICTを活用し、時間や場所を選ばず相談ができる環境を整備します。 |
| 共同作業室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷機、カラーコピー機等を設置し、NPO活動に必要な資料やチラシの作成に利用できるようにします。 |

③ 創造・育成・連携拠点部門

図表 3-6：創造・育成・連携拠点部門の施設機能

| 施設 | 機能概要 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スタジオシアター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平土間形式とし、可動客席の導入等により500～800人程度の収容を可能とします。また、300席程度の利用形態を想定した仕様についても検討します。 ・ 演劇公演に適した形状を基本としながら、音楽ライブやダンスパフォーマンス、ファッションショーや各種イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展など、あらゆる表現芸術に対応できるように検討します。 |
| スタジオA, B, C | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古、各種作品の制作や創造、ワークショップ、小規模な発表会や展示会まで、様々な用途に利用可能なスペースとなるようにします。 ・ スタジオAは大ホールの主舞台と同程度の規模で、収容人数は200～300人程度の想定とします。 ・ スタジオB, Cは、生音の楽器演奏や合唱、バンド練習など音の出る活動、バレエやダンス、演劇・芝居等、様々な活動に対応できるように、防音・遮音性能の確保、壁面の鏡張りやバレエバーの設置などを検討します。 ・ このほか、デジタル作品の創作を可能とする高機能の音楽スタジオ、映像スタジオ等の設置についても検討します。 |

④ 交流・コミュニティ部門

図表 3-7 : 交流・コミュニティ部門の施設機能

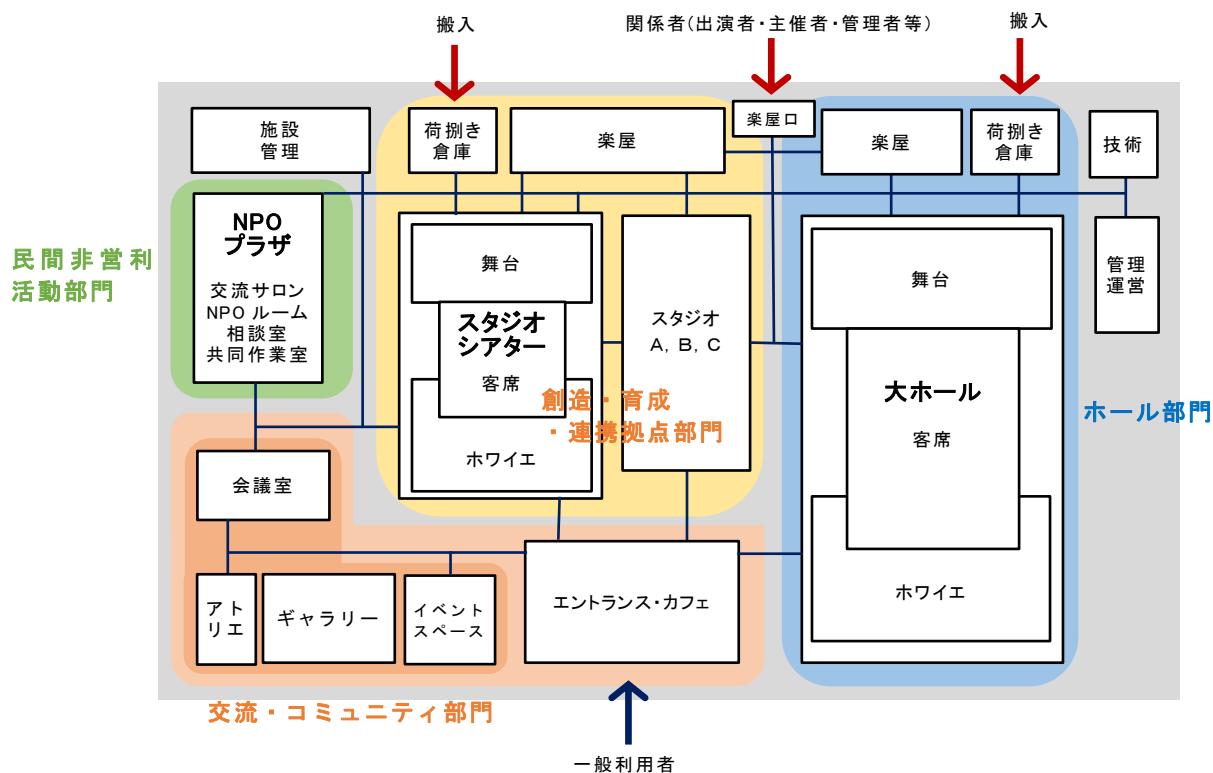
| 施設 | 機能概要 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ギャラリー・アトリエ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い，創作した作品を展示することができるアトリエやギャラリーの設置を検討します。 ・ ギャラリーは，絵画や写真，彫刻等の作品展示のほか，これらと映像や音楽を組み合わせた作品など，先端技術を活用した次世代の作品の展示に対応することを想定した空間と設備を備えることを検討します。 ・ ギャラリー・アトリエは，創作活動の様子が外から見えるような仕様を検討します。 |
| アートライブラリー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内，国内外の文化芸術作品を収集し，情報発信するライブラリーを設置します。 ・ 演劇，音楽，ダンスをはじめとした各種エンタテインメントに関する図書，CD，映像資料等を収集保管し，閲覧に供します。 |
| エントランスロビー | <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な文化芸術活動を行い，交流・コミュニティ活動を誘発するエントランスロビー空間を設けます。 ・ エントランスロビーにおいては創造・育成・連携拠点部門の諸室で行なわれている活動を表出させるほか，各種講座やワークショップ，アーティストと県民の交流イベントを行うなど，県独自の文化芸術活動を推進できるよう配慮します。 ・ エントランスロビーは外部からの視認性を高め，屋外広場等との一体的な利用を図ります。 |
| 会議室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般県民，文化芸術活動に関わる団体，NPO，施設運営者（宮城県民会館・みやぎNPOプラザの職員）等，様々な主体が共用で利用します。 |
| カフェ等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 来場者が心地よく過ごせるように，カフェ等の飲食スペースや小さな子供連れに対応するキッズスペースなどの設置を検討します。 ・ 前庭として広場を設置し，アート作品の展示や野外ライブ・パフォーマンスなどを行える空間とすることで，エントランスロビーと連続させて一体的な利用が可能となるように検討します。 |

⑤ 管理運営部門

図表 3-8 : 管理運営部門の施設機能

| 施設 | 機能概要 |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 事務室 (宮城県民 会館) | ・ 自主事業の企画運營業務, 施設全体の維持管理業務, 諸室貸出しの管理等を一体的に行う事務室を設けます。 |
| 事務室 (みやぎ NPO プラザ) | ・ みやぎNPOプラザの職員の執務室として利用します。 ・ 受付・窓口対応がすぐに行えるよう交流サロンに隣接した配置を検討します。 |
| 機械室 | ・ 安全性, メンテナンス性, 環境負荷低減に配慮した機械室を設けます。 |
| 災害対応関係 | ・ 有事の際に県民の避難場所として機能するよう, 災害用備蓄倉庫等を設けます。 |

図表 3-9 : 機能相互の関係性について (機能関連図)



2. 展開する事業

集約・複合化施設は、第2章で示した基本理念及び基本方針に基づき、人々が日常的に交流し、様々な主体による協働が生まれ、創造性を喚起・発揮する拠点となります。宮城県民会館とみやぎNPOプラザのこれまでの取組を発展・強化するとともに、宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を広域的に展開します。

図表 3-10：展開する事業

| 宮城県民会館 | みやぎNPOプラザ | 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの連携 |
|---------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ①宮城県民会館が主導して行う事業 ・貸館事業（大ホール、スタジオシアター、スタジオ、ギャラリー・アトリエ） ・自主事業（交流・普及・創造育成事業） | ②みやぎNPOプラザが主導して行う事業 ・情報の収集・提供事業 ・相談及び研修事業 ・調査及び研究事業 ・施設又は設備の提供事業 ・民間非営利活動を行う者・県民・企業及び県相互の連携及び交流の促進事業 | ③宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携して行う事業（交流・普及・創造育成事業） ・県内の文化施設等との連携・協働事業 ・県内のアートイベントとの連携事業 |

（1）宮城県民会館が主導して行う事業

① 貸館事業

（ア）大ホール

仙台市が建設を計画・検討している、生の音源に対する音響を重視した高機能多機能ホールに対して、電気音響を重視しテクノロジーの進化に対応した多目的ホールとし、東北最大規模の大型総合エンタテインメント拠点として、国内外の著名なアーティストによるポピュラー音楽、ミュージカル、オペラ、バレエの大型公演など、上質な作品に県民が触れる機会を提供します。また、最先端の芸術発信・クリエイティブ拠点として、演劇・音楽・舞踏・美術あらゆる芸術分野の作品を体験する機会を提供します。

（イ）スタジオシアター

県民の文化芸術活動の拠点として、県内文化芸術団体や一般県民に対し、発表や練習の場を提供します。また、演劇や音楽ライブ、ダンスパフォーマンス、ファッションショー、イベント、最新技術を用いて創作された映像作品、美術作品とデジタル技術を組み合わせたアート展といった、多目的に利用可能な場を提供します。

(ウ)スタジオ

各種公演のリハーサルや文化団体・県民等の日常的な練習や稽古，各種作品の制作や創造，ワークショップ，小規模な発表会や展示会まで，様々な用途に利用可能な場を提供します。

(エ)ギャラリー・アトリエ

- ・ 絵画や書道などをはじめとした文化芸術活動を行い，創作した作品を展示可能な場を提供します。また，ギャラリーは，絵画や写真，彫刻等の作品展示のほか，これらと映像や音楽を組み合わせた作品など，先端技術を活用した次世代の作品の展示にも対応します。
- ・ 県内の児童・生徒の美術展などが開催できるスペースを確保し，宮城県美術館におけるギャラリー機能と合わせて県民が発表できる機会の充実を図ります。

② 自主事業**(ア)交流事業**

- ・ 文化芸術を通じて，県民同士，県民とアーティスト，県民と多様な主体（NPO・民間企業・教育機関等）の出会いや交流の創出を目的としたイベントを定期的実施します。
- ・ エントランスロビーやホワイエ，屋外広場や緑地といった共用スペースを，開かれた交流の場として活用します。

(イ)普及事業

- ・ 子供から大人まで幅広い世代の県民や，普段文化芸術に触れることの少ない県民に対し，文化芸術に触れる機会を提供します。
- ・ 県内の文化芸術団体等と連携し，県内外のアーティストと県民が触れ合いながら様々な文化芸術を普及する場となることを目指します。

(ウ)創造育成事業

- ・ 県内の文化芸術団体等が行う文化芸術活動に対する助成等を通じて，先駆的・創造的取組を促すとともに，将来の担い手を育成します。
- ・ 施設運営のノウハウ・知見等を学ぶ機会を提供し，県内市町村文化施設の運営・技術スタッフ等の人材育成を支援します。

(2) みやぎNPOプラザが主導して行う事業

県内全域におけるNPO活動を促進する中核機能拠点として、NPO・県民・行政・企業など、多様な人と情報が活発に行き来し、NPOがより良い成果をあげる活動支援をするため、様々な情報の受発信と場所の提供、出会いや学びの機会づくりに取り組みます。

① 情報の収集・提供事業

NPO活動への参加促進や活動支援に関する情報の収集を行い、情報誌の発行やICTを活用した情報発信により、NPOの活動内容やボランティア・会員募集及び助成金情報などの各種情報を提供します。また、一般県民のNPO活動への参加促進やNPOと多様な主体との出会いや交流を創出することを目的に、フリースペースである交流サロンを運営し、NPOに関する情報収集やNPOの情報発信の場を提供します。

② 相談及び研修事業

NPO法人設立や会計、労務、税務などNPOの運営等に関する相談に対応するとともに、これらの分野についてNPOを対象とした講座・研修を実施するほか、行政職員及び県内のNPO支援施設職員を対象とした講座・研修を実施します。

③ 調査及び研究事業

NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果を広く公表するとともに、当該調査研究で得られた情報等の活用を検討する場を設けるなど、社会の課題の発見や解決に向けた政策提言につなげます。

④ 施設・設備の提供事業

NPOに対し、NPO活動に必要な施設や設備を提供します。また、交流サロン内にインキュベーション施設を併設する等、コミュニティビジネスの展開の場を提供します。

⑤ 民間非営利活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の促進事業

県内全域のNPO活動の促進を図るため、みやぎNPOプラザの持つ機能やネットワークを活用し、連携・交流に関する情報収集及び交流イベント等を企画・運営し、NPO、県民、企業等の多様な主体による協働を推進します。また、各地域においてNPO活動が促進されるよう、地域のNPO支援施設の機能強化を支援するとともに、NPO支援施設と連携した協働事業を実施します。さらに、市民活動やボランティア活動を行おうとする県民とNPO、社会貢献活動を行おうとする企業とNPO及びNPO相互間のコーディネートを行います。

(3) 宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携して行う事業

みやぎNPOプラザがネットワークとして有する様々な領域のNPOと県内外のアーティストが連携・協働することで、福祉・教育分野などの他領域に関する交流・普及・創造育成事業を行います。また、宮城県美術館や県内市町村の文化施設、NPO支援施設等との連携・協働を図ります。併せて、集約・複合化施設や広場、プロムナードなどの敷地周辺を活用したイベントを行う団体等に対し、効果的に施設を利用するためのサポートや円滑に事業を実施するためのコーディネートを行います。

こうした取組によって、文化芸術に触れる人の増加や裾野の拡大、文化芸術を通じた社会包摂、宮城県における文化芸術のインフラとしての役割強化、社会課題解決に関心の高いアーティスト・クリエイターの集積等が期待されます。


交流事業においては、県内で実施される様々なアートイベントに積極的に参画するとともに、県民やNPOと県内外のアーティスト等のマッチングを図り、協働して文化芸術活動を行う機会を提供します。

普及事業においては、文化芸術に関わるNPOと協働で、県内の文化施設や学校、医療・福祉施設等を活用したイベント等を通じて、県民が等しく文化芸術に直接触れることができる機会を提供します。

創造育成事業においては、県民やNPO、アーティスト等多様な主体が協働し、地域における社会課題解決や社会包摂に関する文化芸術活動に触れ、学び、創造性を発揮する機会を提供します。

こうした事業の展開に当たっては、全国の様々な地域で行われている先進的な事例も参考にしながら、社会包摂につながる活動の在り方を検討していきます。




図表 3-11：視覚芸術と他領域の連携事例

| 障害のある方のための特別鑑賞会（東京都美術館） | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 普段は混雑している特別展を障害のある方が安心して鑑賞できるよう、休室日に開催する鑑賞会です。事前申込制で特別展ごとに開催しています。アート・コミュニケーターが受付や移動のお手伝いをします。 |  |

| パラフォト・イマジネーション写真交流 (NPO法人国際障害者スポーツ写真連絡協議会) | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 横浜を拠点に、障害者スポーツをモチーフとした写真その他メディアによる表現を通じて、障害の有無や世代の差、国や地域の壁を越えた視点によるコミュニケーションを行い、人と人が相互に理解しあう社会の形成を目指す団体の取組です。 写真や映像系のクリエイターが関わり、社会包摂についてスポーツを通じたまちづくりから読み解くことで、新たな視点が都市にもたらされることが期待されています。 横浜美術館を運営する横浜市文化振興財団の実施する助成事業に採択されています。 |  |
| NPO法人アーツプロジェクト | |
| <ul style="list-style-type: none"> 「アートの力をもって、病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とすること」を目的とするNPO法人です。 病院の依頼に対して芸術家を派遣し、作品制作を行っています。これまでに、約30の医療機関でアートを展開しています。 京都造形芸術大学と連携して、壁画制作を行っている京都府立医科大付属病院では、地下通路の印象について「快適」と答えた人の割合は制作前の1.9%から79.1%に増加するなど、病院を快適な空間にするという点に効果が現れています。 |   |

出典：東京都美術館HP (<https://www.tobikan.jp/learn/accessprogram.html>)、アーツコミッションヨコハマHP (https://acy.yafjp.org/support_programs/2018/18571/)、株式会社野村総合研究所「平成26年度文化庁委託事業 社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の事例に関する調査研究 報告書」を基に宮城県が作成

図表 3-12：舞台芸術と他領域の連携事例

| 福祉団体との連携（北九州市芸術劇場） | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 平成26年から北九州身体障害者福祉協会と連携し始めた、障害者向けのプログラム。障害者及び障害者の家族（介護者）の芸術活動発表の場を提供することを目的としています。 劇場はコーディネーターとして取りまとめをするに留まり、構成や演出は演者に任せていることが特徴です。 |  |
| NPO法人こえとことばとこころの部屋（ココルーム） | |
| <ul style="list-style-type: none"> 大阪市西成区の釜ヶ崎（あいりん地区）の地域住民を「学生」とする講座やワークショップなどの自主プログラム。 平成24年から様々な会場で、年間40～60の講座やワークショップを開いている。無料またはカンパ制で、年齢、地域問わず、誰でも参加できます。 音楽、狂言、合唱、ダンス、写真、詩など様々な活動が行われ、毎回30人以上が参加しています。 平成26年にはヨコハマトリエンナーレ2014に釜ヶ崎芸術大学として参加し、横浜美術館において展示やイベントを行いました。 |  |
| alaまち元気プロジェクト（可児市文化創造センター） | |
| <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から実施されている「ala まち元気プロジェクト」では、教育機関、福祉施設、病院、企業、多文化共生施設、市民を対象として音楽や演劇、ダンスなどのワークショップを行っています。児童生徒や障害者、高齢者、不登校や在住外国人の子どもらも対象として、年間400回以上実施されています。 プログラムは「劇場をとびだして、まちじゅうへ」をキャッチフレーズに、劇場に足を運ぶ人の基に文化芸術を届けるものを実施しています。 毎年大型市民参加プロジェクトを実施しており、毎回100名ほどの市民が参加しています。プロのスタッフ・キャストの方々と共同・共演することにより、市民の創作意識を高め、地域の活性化を図ることに寄与しています。 |  |

出典：北九州市芸術劇場HP（<http://q-geki.jp/projects/2016/ourai2017/>）、株式会社野村総合研究所「平成26年度文化庁委託事業 社会課題の解決に貢献する文化芸術活動の事例に関する調査研究 報告書」を基に宮城県が作成

第4章 集約・複合化施設の整備計画

1. 整備予定地

(1) 立地の選定

集約・複合化施設の整備予定地については、「県有施設等の再編に関する基本方針」の基本的な考え方に基づき、公有地を有効に活用する観点から、利活用が可能な複数の県有地等から優先的に検討しました。

この結果、県内外の利用者が見込まれる施設として求められる交通アクセスに優れていること、施設整備に必要となる面積が確保できること、周辺施設との連携可能性等を考慮し、集約・複合施設の整備予定地を仙台医療センター跡地（仙台市宮城野区）としました。

(2) 立地の特徴

① 交通利便性の高さ

整備予定地は、県内全域からの広域的なアクセス性に優れています。公共交通については、仙台駅から約2kmの距離に位置し、JR仙石線宮城野原駅と直結していることから、JR各線及び仙台市営地下鉄を利用してアクセスすることが可能です。（仙台駅からJR仙石線で宮城野原駅まで4分、出入口より徒歩約1分）

幹線道路からのアクセスについては、国道45号に近接するほか、市道元寺小路福室線に接しており、仙台東部道路や仙台南部道路の最寄りインターチェンジから近いため、東北自動車道や三陸沿岸道路、常磐自動車道といった高速道路網によって、県北・県南地域からのアクセスが容易となっています。（仙台東部道路仙台東インターチェンジから約13分、仙台南部道路長町インターチェンジから約15分）

また、敷地の広さを活かして、マイカー利用者や大型バス利用者のための駐車スペースを十分に確保することが可能です。

② 多様な拠点との連携可能性

整備予定地の周辺には、仙台市都市計画マスタープランで「スポーツ交流拠点」に位置づけられている宮城球場、仙台市陸上競技場が立地し、緑の拠点となる榴岡公園が隣接していることに加え、広域防災拠点の整備が予定されています。

これらの施設と連携することで、広域的かつ多様な交流による機能連携の強化や推進が図られ、新たな賑わいの創出が期待されます。

以上のように、仙台医療センター跡地は広域的なアクセス性が高い点、仙台市において多様な交流と機能連携の推進を目指すエリアにある点、敷地の広さを活かしたオープンスペースを確保できる点、周辺施設との連携が可能な点が特徴であり、多くの県民や県外からの来訪者が訪れ、滞在し、時間を過ごすことに適した立地といえます。

図表 4-1 : 整備予定地の広域的位置



図表 4-2 : 整備予定地の概要

| | | |
|----------|------|------------------------------------------------------------|
| 立地 | 面積 | 約 54,000 m ² |
| | アクセス | J R 仙石線宮城野原駅に直結（J R 仙台駅から 2 駅） 国道 45 号, 国道 4 号仙台バイパスに近接 |
| | 道路 | 市道元寺小路福室線（北側）, 市道宮城野原駅前線（南側）, 市道五輪連坊線, 宮城野二丁目 5 号線（西側） |
| 敷地 周辺 | 西 | 住宅地（道路反対側） |
| | 北 | 住宅地（道路反対側） |
| | 東 | 看護助産学校, 住宅地 |
| | 南 | 仙台医療センター（道路反対側） |
| | その他 | 仙台育英学園高等学校, 榴岡公園, 宮城野原公園（総合運動公園, 野球場等）, 広域防災拠点（整備予定） |

図表 4-3 : 整備予定地の周辺環境



(3) 都市計画条件

整備予定地における都市計画条件は下表のとおりです。

図表 4-4 : 都市計画条件

| | | |
|--------------|--------|------------------------------------------------------------------------|
| 都市計画 地域地区 | 都市計画区域 | 都市計画区域 市街化区域 |
| | 用途地域 | 近隣商業地域 容積率：300% / 建ぺい率：80% |
| | 防火地域 | 準防火地域 |
| | 斜線制限 | 道路斜線：1：1.5，適用距離：20m / 隣地斜線：20m超，1：2.5 / 北側斜線：なし |
| | 特別用途地区 | 仙台市特別用途地区建築条例：第6条（大規模集客施設制限地区） |
| | 高度地区 | 第4種高度地区 |
| | 日影規制 | 5m：5h，10m：3h / 測定高さ GL+4m |
| 条 例 | 景観計画 | 景観地区：なし 景観計画 区域ゾーン区分：沿線市街地ゾーン 景観重点区域：なし |
| | 緑化率 | 杜の都の環境をつくる条例 公共団体：商業地域・近隣商業地域：10% |
| | 環境影響評価 | 該当なし |
| | その他 | 駐車場附置義務条例：近隣商業地域等 仙台市屋外広告物条例：第二種許可地域 宮城県防災調整池設置指導要綱：10ha未滿は仙台市協議 |

(4) 施設整備に当たって配慮すべき事項

① 交通対策

整備予定地の周辺には、仙台医療センターや宮城球場等が立地しており、こうした施設の立地状況を踏まえた交通対策を適切に講じる必要があります。

宮城球場での試合開催時は公式駐車場約600台が完全予約制であることから、鉄道や仙台駅からのシャトルバスで来場する人が多いと想定されますが、試合開催時や通勤時間帯の交通状況を十分に踏まえ、集約・複合化施設利用者の円滑な動線や仙台医療センター駐車場利用者との交錯を回避するような動線に配慮した整備を行います。また、JR仙石線宮城野原駅利用者の安全性及び利便性の向上に向けた方策についても検討する必要があります。

② 災害対策

整備予定地は、仙台市のハザードマップで、地震や浸水被害などの危険予測が示されており、長町－利府線断層帯の東側に位置することから、対策が必要となります。

③ J Rとの協議

整備予定地の付近には、地下にJ R仙石線が通っているため、建物計画時には、鉄道施設に影響を与えない対応について検討を行う必要があります。

また、地下のJ R仙石線からの騒音・振動への配慮が必要となる可能性があります。

④ その他

仙台医療センターのドクターヘリの飛行音や、野球の試合開催時の歓声等による影響を踏まえ、遮音構造などの検討が必要となります。

2. 施設計画

(1) 施設規模

現在の宮城県民会館（12,470㎡）及びみやぎNPOプラザ（1,262㎡）を合計した面積は、13,732㎡です。

第1章で取りまとめた課題に対応するため、宮城県民会館については、ホール機能をはじめとした各種の機能について、適切な施設規模を確保することとしており、現施設より面積が増加します。また、みやぎNPOプラザについては、既存施設と同等の機能・面積とします。

両施設の集約・複合化に当たっては、機能強化と課題解消を図るとともに、共用化による効率化を図り、施設規模の適正化を図ります。

図表4-5：施設規模

| 区分 | 施設 | 面積（㎡） |
|--------------|-----------------------------------|--------|
| ホール部門 | 大ホール | 8,000 |
| 民間非営利活動部門 | 交流サロン、NPOルーム、相談室、共同作業室 | 600 |
| 創造・育成・連携拠点部門 | スタジオシアター、スタジオ等 | 4,700 |
| 交流・コミュニティ部門 | ギャラリー、アトライブラリー、エントランスロビー、会議室、カフェ等 | 2,800 |
| 管理運営部門 | 事務室、廊下、機械室等 | 6,100 |
| 計 | | 22,200 |

※ 現時点での検討に基づいた施設規模であり、今後の施設設計等の進捗に応じ変動する可能性があります。

(2) 建築物の構造計画

来訪者等の安全を確保するとともに、国土交通省及び本県の定める基準を踏まえることとします。また、大規模地震発生時に災害応急対策活動にも対応できるよう、総合的な耐震安全性を確保した構造についても検討します。

(3) 設備計画

① 用途に応じた性能の確保

ホール・スタジオシアターとしての機能を満たす、音響性能を確保する設備システムとします。今後、舞台機構や音響設備については運営内容に従い、設備を検討します。

② 環境性能の確保

省エネルギーへの配慮や効率性の高い設備システムにより、運営費用を抑える計画とするとともに、将来の更新に配慮した機器や汎用品を検討します。また、太陽光発電、太陽熱利用（冷暖房など）、地中熱等の再生可能エネルギーの導入について検討します。

エネルギー使用量の可視化や効率的で最適なエネルギーマネジメントの実施を検討します。

③ 業務継続性能の確保

自然災害等のほか、都市停電や都市火災等の都市災害に対する安全性を確保します。立地条件や施設の使い方を踏まえた電力の二回線受電、非常用自家発電の燃料の備蓄（72時間以上）や冗長化のほか、水害対策の必要性に応じ、重要施設の高層化や耐水化、備蓄倉庫による飲料水の確保やトイレの洗浄水に井水や雨水を利用するなどの検討を行います。

災害時におけるBCP（業務継続計画）対応の一環として、太陽光発電とともに蓄電池の導入を検討します。

（4）配置計画

① 配置計画の考え方

（ア）敷地内の施設等の配置

- ・ 宮城県民会館とみやぎNPOプラザの集約化による相乗効果を高めるため、施設間のつながりや活動の連携を生み出せる配置とします。
- ・ 建物高さが必要になるホール部分の配置は、第4種高度地区による敷地北側の高さ制限や日影規制に配慮します。
- ・ 周辺道路に5～20cmの深さの浸水被害履歴があることを考慮し、地盤レベルを上げるなどの対応策を検討します。

（イ）ゾーニング

- ・ ホールとスタジオシアターの間にはリハーサルを行うスタジオを配置することで、双方で共用できるようにするとともに、イベント時でも活用できるようにします。
- ・ 県民の方が利用できるスタジオ等の創造・育成・連携拠点部門や会議室については、施設を訪れる人々が利用しやすい配置とします。
- ・ エントランスロビーやアートライブラリー、ギャラリー等の交流・コミュニティ部門については、施設を訪れる人々が新たな気づきや出会いを誘発できる配置とします。
- ・ 民間非営利活動部門については、エントランスロビー等の人々が集まるエリアに近接させるなど、多様な主体の交流を促進する配置とします。

(ウ) 広場

- ・ 屋外のイベントが開催できるとともに、屋内と一体感を生み出せる配置とします。
- ・ 有事の際、県民の避難場所として利用するための必要機能を整理します。

(エ) 駐車場・車両動線

- ・ 北側の市道元寺小路福室線からのアクセスでは、道路の渋滞の回避や歩行者の安全を確保できるよう乗入方法を検討します。
- ・ 仙台医療センター駐車場利用者との交錯を回避するような動線とします。
- ・ 他の地方公共団体の同規模の類似施設を参考に駐車場台数は300台程度を想定しています。今後、利用者等の意見を踏まえ、設計段階で更に精査を進めます。
- ・ 一般車、搬入車の駐車場ゾーニングを行い、イベント時に使いやすい駐車場とします。

(オ) 歩行者動線

- ・ 公共交通機関であるJR仙石線宮城野原駅からの歩行者動線を考慮し、賑わいを創出する建物配置とします。
- ・ 歩行者と車両の動線の交錯を防ぎ、安全な歩行者空間を確保します。また、ユニバーサルデザインにも配慮します。

(カ) 周辺環境との関係性

- ・ 仙台医療センターのドクターヘリの飛行音や、宮城球場からの歓声等も考慮した配置とします。
- ・ 鉄道施設への影響、JR仙石線からの騒音・振動を考慮した配置とします。

(キ) その他配慮すべき事項

- ・ 全ての人が利用しやすい、ユニバーサルデザイン・バリアフリー・ダイバーシティに配慮した施設とします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に代表される感染症への対応を踏まえ、衛生面に配慮した設備を導入するなど、安全・安心な施設とします。
- ・ 施設のライフサイクル全体での省エネルギー及び省資源化に努め、環境負荷の少ない、地球環境や都市環境の維持・保全に対応した施設とします。

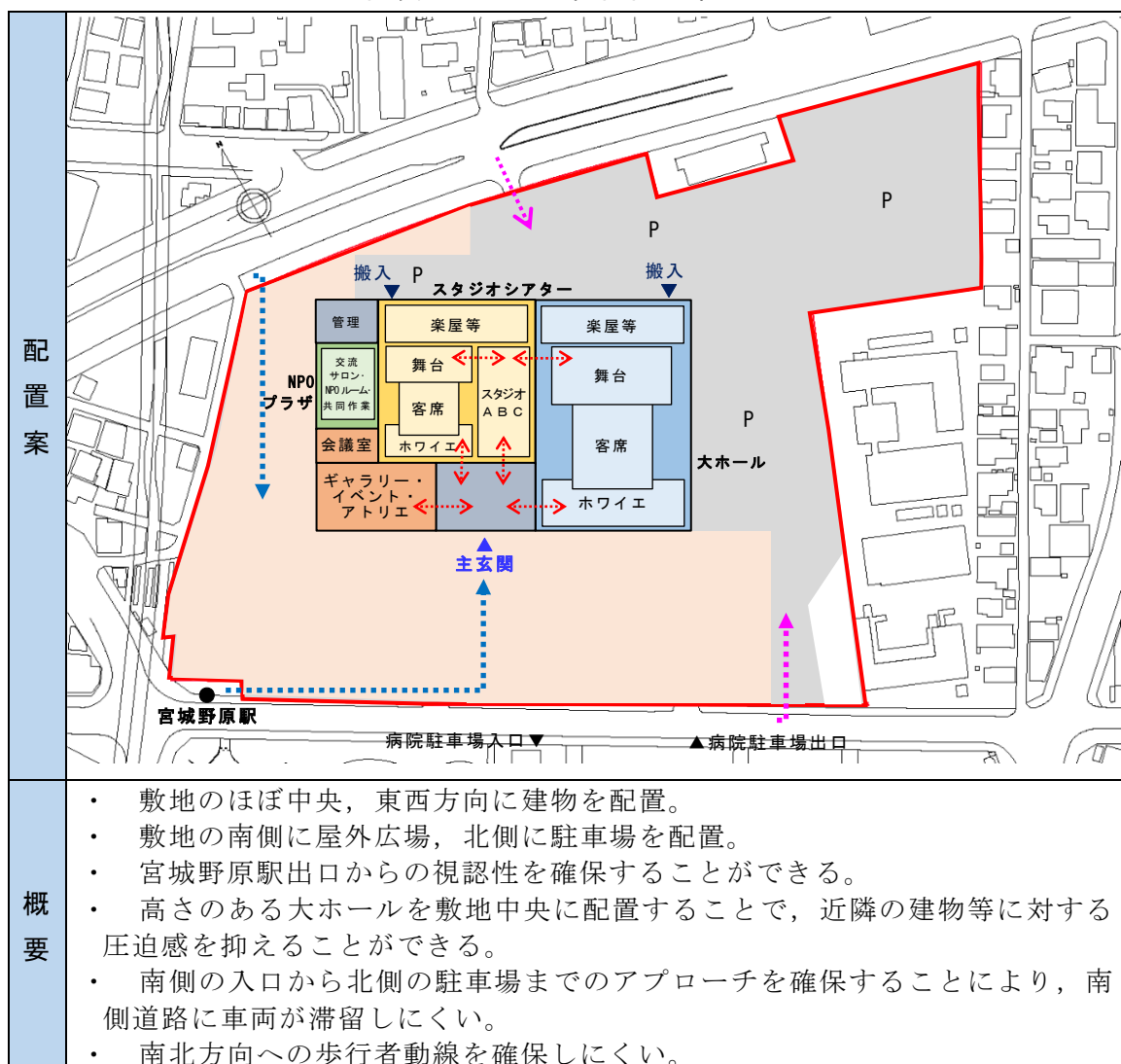
② 配置計画の比較

上記の考え方をもとに、建物の配置計画についてA案からD案までの4案を示します。具体的には、基本設計段階で諸条件を整理する中で、関係者との協議等により定めることとなります。

(ア) A案

| | | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用途： | ホール | スタジオシアター, スタジオ | |
| | NPOプラザ | エントランス等 | 交流・コミュニティ |
| | P 駐車場 | 屋外広場 | |

図表 4-6 : 配置計画 A案



| | |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地のほぼ中央，東西方向に建物を配置。 敷地の南側に屋外広場，北側に駐車場を配置。 宮城野原駅出口からの視認性を確保することができる。 高さのある大ホールを敷地中央に配置することで，近隣の建物等に対する圧迫感を抑えることができる。 南側の入口から北側の駐車場までのアプローチを確保することにより，南側道路に車両が滞留しにくい。 南北方向への歩行者動線を確保しにくい。 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(イ) B案

| | | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用途： | ホール | スタジオシアター, スタジオ | |
| | NPOプラザ | エントランス等 | 交流・コミュニティ |
| | P 駐車場 | 屋外広場 | |

図表 4-7：配置計画B案



(ウ) C案

| | | | |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用途： | ホール | スタジオシアター, スタジオ | |
| | NPOプラザ | エントランス等 | 交流・コミュニティ |
| | P 駐車場 | 屋外広場 | |

図表 4-8 : 配置計画 C案



(エ) D案

| | | | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 用途： | ホール | スタジオシアター, スタジオ | |
| | NPOプラザ | エントランス等 | 交流・コミュニティ |
| | P 駐車場 | 屋外広場 | |

図表 4-9 : 配置計画D案



図表4-10：集約化・複合化施設のイメージ図
(外観図)

3. 概算事業費

想定される施設規模（延床面積）に基づき、近年国内で整備された類似施設の工事費等を参考にして、概算事業費（施設整備費）を算出しました。

あくまで現時点での検討に基づいた概算額であり、今後の施設設計等の進捗に応じ変動する可能性があります。

施設整備費（建設費、調査・申請費、設計・監理費）：約250億円（税込）

4. 整備工程及びスケジュール

事業手法は、設計と施工をそれぞれ発注する従来型事業手法と、民間活力を導入し、設計・施工・管理運営を一体で発注する事業手法（PFI手法等）が考えられます。

それぞれの手法における整備工程スケジュールは以下のとおりです。事業手法、開発許可の要否等により変更が生じる可能性があります。今後、新たに整備する集約・複合化施設に適用する事業方式について検討を進めます。

図表 4-1 1：従来型事業手法による整備工程・スケジュール

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|-----------|-------|-------|------------|-------|-------|--------|--------|
| 設計発注準備 | 設計(基本・実施) | | | 施工(外構工事含む) | | | | |
| PFI導入調整会議 大規模事業評価 | | | | | | | 開館準備 | 管理運営 |

図表 4-1 2：PFI手法による整備工程・スケジュール

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|----------------------|------------------|-------|-------|---------------|-------|-------|--------|--------|
| PFI導入可能性調査 | 事業者募集条件検討, 募集・選定 | | | 設計・施工(外構工事含む) | | | | |
| PFI導入調整会議 大規模事業評価 | | | | | | | 開館準備 | 管理運営 |

第5章 集約・複合化施設の運営計画等

1. 管理運営の基本方針の検討

(1) 運営方式

① 基本的な考え方

運営方式は、主に宮城県が管理運営を行う直営方式と、指定管理者制度により指定管理者として指定した特定の事業者が管理運営を行う指定管理方式の2つがあります。新たに整備する集約・複合化施設の基本理念・基本方針を実現するためには、文化芸術活動と民間非営利活動に関する高い専門性・ノウハウ等に基づいた管理運営が必要です。

② 運営方式

現在の宮城県民会館及びみやぎNPOプラザの運営方式は指定管理者制度を採用しています。専門性を備えた人材を確保するとともに、民間のノウハウを生かした柔軟で効率的な運営を行う指定管理者制度を含め、新たに整備する集約・複合化施設にふさわしい運営方式について検討を進めます。

(2) 運営組織

① 基本的な考え方

基本理念や基本方針を実現するためには、宮城県民会館には舞台芸術に関する高い専門性やネットワークを有した人材が、みやぎNPOプラザにはNPOの支援活動に専門性を有する人材が必要です。

宮城県民会館とみやぎNPOプラザが連携した事業を継続的に実施するためには、両者の活動を繋ぐコーディネーターが可能な人材や組織体制も必要になります。

② 運営組織

宮城県民会館には、舞台芸術の専門性が高く、県内外の劇団や舞踏家等、関係する団体との広範なネットワークを有する人材を配置することを検討します。加えて、宮城県民会館とみやぎNPOプラザの連携をコーディネートする機能（人材、組織、会議体等）を設置することも検討します。

(3) 管理運営方針

施設の供用開始に向けて、以下に示す項目を検討します。

図表 5-1 : 管理運営方針の検討項目

| 大項目 | 小項目 | 概要 |
|------|-------------|---------------------------------------------|
| 管理運営 | 公演計画・イベント計画 | 年間に実施する公演数, ジャンル 年間に実施するイベント数, 種類 |
| | 貸館稼働率 | 目標とする貸館稼働率 |
| | 料金体系 | 貸館の料金体系 |
| | 営業時間・休館日 | 営業時間と年間の休館日 |
| 運営体制 | 人員数, 組織体制 | 施設運営に最適な組織体制 施設運営に必要なスタッフの役職, 能力, 人数 |
| | 運営主体 | 運営計画を実行するための運営体制を整えられる運営主体 |
| 運営方式 | | 直営, 指定管理, 業務委託, これらの混合など, 複数の運営方式から最適な手法を選択 |

2. 現施設跡地の活用方針の検討

(1) 宮城県民会館

宮城県民会館の移転時期も考慮しながら、定禅寺通エリアの活性化や魅力向上に繋がるような利活用方策について、仙台市をはじめ関係機関や関係団体等との協議調整を行います。

(2) みやぎNPOプラザ（榴ヶ岡分室庁舎）

榴ヶ岡分室庁舎（旧公文書館）の跡地については、他の県有施設の老朽化の状況等を注視しながら、仙台市のまちづくりや周辺環境等を踏まえ、今後、県による利活用をはじめ具体的な方策の検討を行います。

【用語集】

| 用語 | 説明 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ライフサイクルコスト | 建物の企画から設計，施工，管理運営，そして役割を終えた建物が解体処理されるまでにかかる生涯経費のことをいう。「LCC (Life Cycle Cost)」と表記することもある。 |
| オーケストラピット | オペラやミュージカルなどで舞台と客席の間に設けられたオーケストラが演奏するための専用スペース。客席からは見えないよう客席よりも数メートル下げているが，オーケストラが必要ない場合は，客席と同じ高さにし，客席として利用することもある。 |
| ユニバーサルデザイン | 障害の有無や年齢，性別，人種等にかかわらず，あらゆる人が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| バリアフリー | 段差の解消など，障害をもつ人々が，生活環境（住宅，地域施設，交通施設）において，普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。 |
| ホワイエ | 劇場など人の出入りの多い建物で，入口に付属した廊下・控え室・応接間などを兼ねる空間。 |
| NPO | Nonprofit Organization の略であり，直訳すると「非営利(営利を目的としない)組織」。NPOには，特定非営利活動法人（NPO法人）を含む非営利の各種法人のほか，法人格を持たない任意の市民活動団体等が含まれる。NPOのうち，特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき法人格を取得した団体を特定非営利活動法人（NPO法人）と呼ぶ。 |
| SDGs | SDGs（エスディージーズ）とは，Sustainable Development Goals という英語の頭文字をとった略称で，持続可能な開発目標と訳す。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことである。17のゴール・169のターゲットから構成され，地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず，先進国自身が取り組むものであり，日本としても積極的に取り組んでいる。 |
| AI | AIとは Artificial Intelligence という英語の頭文字をとった略称で，人工知能とも呼ばれる。人間にしか行えなかった推論や判断といった高度な知的機能を，コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもののことである。 |

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I o T | I o T (Internet of Things) とは、あらゆる物をインターネットに接続し相互に情報交換・連携することにより、新たなサービスや価値を生み出す仕組みのこと。 |
| ダイバーシティ | 人種・国籍・性別・年齢・障害・価値観等が多様であることを理解し、相互に尊重する考え方、態度、行動のこと。 |
| ランドスケープデザイン | 都市空間や造園空間、建築等で構成される景観や景色を設計すること。 |
| プロセニウム形式 | 劇場における舞台形式のひとつ。舞台と客席を額縁状の構造物（プロセニウム・アーチ）によって区分している形式。 |
| バックヤード | 楽屋、練習場など舞台後部に計画される機能諸室の集合体で、ロビーホワイエなどの“表方”に対して総称してバックヤードと呼ぶことがある。 |
| ワークショップ | 講師による一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者自ら参加して体験し、参加者の相互作用の中で何かを学びあったり作り出したりする双方向的な学びと創造のスタイルのこと。 |
| 仙台市ハザードマップ | 大雨災害から身を守るために基本的な内容をまとめたもの（各種災害の危険予測地図）。日頃から備えておくべきことや、住まいの地域の危険箇所を事前に把握するために作成されている。「仙台防災ハザードマップ」、「仙台市地震ハザードマップ」、「仙台市津波ハザードマップ」、「仙台市宅地造成履歴等情報マップ」、「仙台市浸水想定区域図（内水ハザードマップ）」で構成される。 |

仙台医療センター跡地における県有施設の再編に向けた基本構想
(宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化)

令和3年3月

編集・発行

宮城県震災復興・企画部震災復興政策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2409

FAX 022-211-2493

URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/>
